

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
(社会保険委員会扱い)熊本市歯科医師会主催「施設基準届出に係る研修会」のご案内
(初診の注1,外来環,歯援診,か強診)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も本会主催による「歯科点数表の初診の注1の規定」「歯科外来診療環境体制加算」「在宅療養支援歯科診療所」「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準届出に係る研修会を、下記日程にて開催いたします。この研修会は、九州厚生局より許可をいただき、熊本県歯科医師会主催の研修会と同様の取り扱いができるようになっていきます。

今年度の改定で「歯科点数表の初診の注1の規定」については、新しい研修を受ける必要があります。必ず「新興感染症対策」を含んだ研修を受講してください。(日本歯科医師会 HP の E システムでの受講も簡単です)なお、外来環,歯援診,か強診については、施設基準を新規に取得する先生方以外は研修の必要はありません。

8月19日(金)までに、市歯事務局へ裏面の用紙でFAX(344-9778)にてお申し込みください。

当日参加される際は、マスク着用の上、日歯の研修カードをご持参ください。

施設基準届出に必要な研修項目一覧

届出施設基準	施設基準届出に必要な研修項目
歯科点数表の初診の注1に規定する施設基準	I. 初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)に係る研修
歯科外来診療環境体制加算に関する施設基準	II. 歯科外来診療環境体制加算に係る研修
在宅療養支援歯科診療所の施設基準	III. 在宅療養支援歯科診療所に係る研修 IV. 認知症対応力向上研修
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準	III. 在宅療養支援歯科診療所に係る研修 IV. 認知症対応力向上研修 V. かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る研修

※か強診の施設基準を取得するためには、初診料の注1の規定の施設基準が必要となります

記

【I. 初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)に係る研修】

【II. 歯科外来診療環境体制加算に係る研修】

日 時：令和4年8月30日(火) 午後8時～午後9時10分(予定)

場 所：熊本県歯科医師会館 4Fホール

【III. 在宅療養支援歯科診療所に係る研修】

【IV. 認知症対応力向上研修】

【V. かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る研修】

日 時：令和4年8月31日(水) 午後8時～午後10時5分(予定)

場 所：熊本県歯科医師会館 3F市会議室

熊本市歯科医師会事務局 行 (FAX:096-344-9778)

熊本市歯科医師会主催「施設基準届出に係る研修会」
参加申込書

受講希望の研修全てに○印をご記入ください。

修了証は、研修項目ごとに発行し、受講後にお渡しいたします。

1. 日 時 : 令和4年8月30日(火) 午後8時～午後9時10分(予定)

場 所 : 熊本県歯科医師会館 4Fホール

○記入	受 講 研 修
	I. 初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)に係る研修
	II. 歯科外来診療環境体制加算に係る研修

2. 日 時 : 令和4年8月31日(水) 午後8時～午後10時5分(予定)

場 所 : 熊本県歯科医師会館 3F市会議室

○記入	受 講 研 修
	III. 在宅療養支援歯科診療所に係る研修
	IV. 認知症対応力向上研修
	V. かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る研修

※ なお、研修会の趣旨の関係上、熊本県歯科医師会会員の先生方のみを対象とさせていただきますので、ご了承ください。

※ 本研修会は、最初から最後まで受講しなければ修了証を発行できません。
遅刻・早退は厳禁です！

郡市名 : _____

医院名 : _____

会員氏名 : _____

会員コード : 78 — —

申込締切日:8月19日(金)必着厳守
事前申し込みの先生のみ、修了証を発行いたします。